

「平成 30 年北海道胆振東部地震」に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了に伴う振替納税のお知らせ

平成30年12月12日付国税庁告示第26号により、北海道勇払郡厚真町、安平町、むかわ町の方につきましては、申告・納付等の延長の期日が平成31年1月31日に定められたことに伴い、延長後の振替納付日は、次のとおりとなります。

1 平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
予定納税第 2 期	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 11 月 30 日	振替納税は行いません

※ 災害等による期限の延長により、予定納税額の納期限がその年の 12 月 31 日よりも後になる場合は、所得税法第 104 条第 2 項及び第 107 条第 2 項の規定により、予定納税額は無いものとなるため、納付する必要はありません。

このため、予定納税第 2 期分の振替納税は行いません。

2 平成 30 年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

(1) 中間申告が年 1 回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間 1 回目	平成 30 年 8 月 31 日	平成 30 年 9 月 27 日	平成 31 年 2 月 26 日 (火)

(2) 中間申告が年 3 回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間 2 回目	平成 30 年 8 月 31 日	平成 30 年 9 月 27 日	平成 31 年 2 月 26 日 (火)
中間 3 回目	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 12 月 27 日	

(3) 中間申告が年 11 回必要な方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
中間 6 回目	平成 30 年 8 月 31 日	平成 30 年 9 月 27 日	平成 31 年 2 月 26 日 (火)
中間 7 回目	平成 30 年 10 月 1 日	平成 30 年 10 月 25 日	
中間 8 回目	平成 30 年 10 月 31 日	平成 30 年 11 月 26 日	
中間 9 回目	平成 30 年 11 月 30 日	平成 30 年 12 月 27 日	
中間 10 回目	平成 31 年 1 月 4 日	平成 31 年 1 月 29 日	
中間 11 回目	平成 31 年 1 月 31 日	平成 31 年 2 月 26 日	同左

(4) 課税期間の特例（3月特例）を選択した方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
平成30年4月1日 から 平成30年6月30日	平成30年8月31日	平成30年9月27日	平成31年2月26日 (火)
平成30年7月1日 から 平成30年9月30日	平成30年11月30日	平成30年12月27日	

(5) 課税期間の特例（1月特例）を選択した方

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日（当初）	振替納付日（延長後）
平成30年6月1日 から 平成30年6月30日	平成30年8月31日	平成30年9月27日	平成31年2月26日 (火)
平成30年7月1日 から 平成30年7月31日	平成30年10月1日	平成30年10月25日	
平成30年8月1日 から 平成30年8月31日	平成30年10月31日	平成30年11月26日	
平成30年9月1日 から 平成30年9月30日	平成30年11月30日	平成30年12月27日	
平成30年10月1日 から 平成30年10月31日	平成31年1月4日	平成31年1月29日	同左
平成30年11月1日 から 平成30年11月30日	平成31年1月31日	平成31年2月26日	